その他資料１

都市計画提案制度とは？

住民や事業者が主体となり「理想のまちづくり」を行政へ提案できる仕組み

なぜ手引きを作成するの

平成１４年に都市計画法の一部改正により
「都市計画提案制度」が創設されました。
必要な手続きを分かりやすくするため
手引きを作成します。



制度の概要とメリット

住民主体のまちづくり

地権者やNPO等が、地域の課題解決や魅力向上のためのルール作り（都市計画）を都道府県や市町村に直接提案できます。

行政と民間の連携強化

行政主導の画一的な計画だけでなく、現場の多様なニーズやアイデアを活かした柔軟な都市整備が可能になります。

地域の価値・防災性の向上

未利用地の有効活用や賑わいの創出、景観の保全、防災機能の強化など、街全体の価値向上に繋がります。

提案できる都市計画

地区計画

建物の高さ制限、壁面後退、用途のルールなどエリアごとの細やかな規制。

用途地域・地区

商業地域への変更や、特別用途地区・高度地区などの指定・見直し。

他 都市施設・事業

道路・公園の配置や、市街地再開発・土地区画整理事業の提案。

提案に必要な条件

1 提案者の資格

土地所有者・借地権者、まちづくりNPO法人、または実績のある民間事業者等。

2 0.5ha（5,000㎡）以上の土地

原則として一定規模以上の一体的な土地の区域が対象となります。

3 地権者の2/3以上の同意

対象区域の土地所有者等および面積の「2/3以上」の同意が必要です。

4 自治体の基準・方針への適合

都市計画マスタープランなど、上位計画の基本方針に適合していること。

手続きの基本的な流れ

1 事前相談

自治体の都市計画担当窓口へ、構想や実現可能性について事前に相談します。

2 素案作成・同意取得

具体的な都市計画素案を作成し、対象地域の地権者から同意を集めます。

3 計画提案の提出

提案書・素案・同意書などの必要書類を提出して正式に提案します。

4 判断・都市計画決定

行政が審議を行い、提案が妥当と判断されれば都市計画決定の手続きが進みます。